

家畜衛生だより 令和2年8月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

新型コロナウイルス感染症に備えて

家畜の飼養者は、毎日飼養管理を行う必要があるため、新型コロナウイルスに感染しないことや感染時の体制の準備が重要です。

農林水産省が策定した「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に基づき、感染予防対策の徹底及び経営継続のための体制整備・検討をお願いします。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/g_tik.pdf

ガイドラインの中からいくつかの感染予防対策を参考に記載します。早めに実行しましょう。

感染の予防の基本

- ・「3密（密集・密接・密閉）」の回避
- ・人との間隔は最低1m空ける
- ・症状がなくてもマスク着用
 - ※熱中症に留意：屋外で人との間隔が確保できる場合ははずす
- ・手洗いは30秒程度かけて丁寧に ※石けんや消毒薬を使用
- ・体温の測定と記録
- ・人がよく触れるところを拭き取り清掃 ※消毒薬を使用
- ・不要、不急の来場者の制限 等

感染者発生時、業務が継続できるよう体制を検討

- ・発生時の連絡体制の確認
- ・代替作業員の確保
- ・事業者は代替作業員のために作業ポイントを書き出しておく 等

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染拡大による生産物相場の変動などの影響を受け、生産者を守るための支援策があるので、ご検討をお願いします。

	事業名（所管）	内容	対象	申請期間	問合せ先
給付金	①持続化給付金 （個人農家対象版） （経済産業省）	新型コロナウイルスの影響により、 2020年のいずれかの月の収入が 2019年に税務申告した年間事業収入 を12で割った額（平均月収）の50% 以下の農業者に対して、給付金を支給。 【個人事業者最大100万円】	個人事業主	令和3年 1月15日 まで	持続化給付金事情コ ールセンター TEL： 0120-115-570 TEL（IP電話専用）： 03-6831-0613
	②事業継続支援金 （和歌山県）	令和2年1月～12月のうちいずれか ひと月の売上高が前年同月比で50% 以上減少した県内に主たる事業所を有 する事業者に対し支援金を支給。 【従業員規模に応じ、原則、20万円～ 100万円】	県内事業者 ※原則、国の持続化 給付金の給付を受け た事業者が対象	令和3年 2月28日 まで	和歌山県支援本部相 談窓口 TEL： 073-441-3301 FAX： 073-422-2211
補助金	①県内事業者事業 継続推進事業 （和歌山県）	令和2年2月～5月のうちいずれかひ と月の売上高が前年同月比20%以上 減少した事業者等に対し、このような 状況を打破すべく実施する新たな取組 に係る経費を補助。 【補助率2/3、最大100万円】	県内に事業拠点を 有する中小事業者等 ※事業費30万円以 上が対象	令和2年 8月31日 まで	和歌山県畜産課 TEL： 073-441-2920 FAX： 073-431-0904
	②経営継続補助金 （農林水産省）	新型コロナウイルス感染症の影響を克 服するため、農林漁業者の経営継続を 支援。 ①経営維持に向けた取組【補助率3/4 （補助上限額100万円）】 ②感染防止対策【補助率定額（補助上 限額50万円）】	農業（個人・法人） を営むもの ※常時従業員20人 以下 支援機関の支援を 受けることが必須	1次受付： 令和2年 7月29日 まで 2次受 付：9月中 旬予定	支援機関 県内各JA 畜産協会わかやま 和歌山県養鶏協会

融資制度	①農林漁業セーフ ティーネット資金 (日本政策金融公庫)	運転資金 限度額 1200 万円 融資期間 15 年以内 (据置 3 年以内) 利率 0.16% (令和 2 年 7 月 20 日現在、貸付 5 年間は実質無利子)	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった主業農業者 (農業所得が総所得の過半、又は粗収益が 200 万円以上)		日本政策金融公庫 和歌山支店 TEL : 073-423-0644
	②農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金) (日本政策金融公庫)	設備・運転資金 限度額個人 3 億円、法人 10 億円 融資期間 25 年以内 (据置 10 年以内) 利率 0.16~0.30% (令和 2 年 7 月 20 日現在、貸付 5 年間は実質無利子)	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった認定農業者		
	③新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 (和歌山県)	農業経営の維持安定に必要な資金 (運転資金) 限度額 500 万円 融資期間 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内) 利率: 貸付当初から 5 年間は、県が利子補給するため無利子 6 年目以降は借入先の利率 保証料: 和歌山県信用農業協同組合連合会が全額負担	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持が困難となった農業者 (日本政策金融公庫の借入対象者に当てはまらない農業者も含む)	令和 3 年 3 月 1 日 貸し付け 分まで	県内各 JA

以上の支援策以外にも様々な支援策がありますので、和歌山県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/index.html>

気になることや不明な点がありましたら、
所轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。